

財形期日指定定期預金規定

1. (預け入れの方法等)

- (1) この預金の預け入れは1口100円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (2) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預け入れの残高を年2回書面により通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は勤労者財産形成貯蓄制度の適用をうける口座に、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預け入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金(第6条による一部解約後の残りの預金を含む)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前2項と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申し出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申し出があった場合に次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限到来日に自動継続として取扱います。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの期間について、預入日現在における預入期間に応じた利率を用いて、1年複利の方法で計算します。

①預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合……………2年未満の利率

②預入日から満期日までの期間が2年以上の場合……………2年以上の利率

(2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止した場合の利息を含む）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

(4) この預金を第6条第2項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とします。

6. (預金の解約・書替継続)

(1) 当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(2) 前1項にも該当せず、当行がやむを得ないと認め、この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。

(3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、一口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

①複数口の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。

- ②解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。また、預入日からの日数の同じ預金が複数口ある場合は、金額の大きいものから解約します。
- (5) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
- ①その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
- ②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は次の金額。
- a. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は1万円。
- b. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。
- (6) 第2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

以上

(令和2年4月1日現在)